

保医発 1019 第 1 号
令和 4 年 10 月 19 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関における
データ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）第 1 章第 2 部第 2 節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこと等とされているところである。

今般、別添の保険医療機関において、令和 4 年 9 月 22 日に提出すべきデータの提出に遅延等が認められたため、令和 4 年 11 月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

保険医療機関名		
医療福祉センター札幌あゆみの園	003-0859	北海道札幌市白石
医療法人社団翔嶺館新札幌聖陵ホスピタル	004-0004	北海道札幌市厚別
医療法人社団恵愛会佐々木病院	043-0041	北海道檜山郡江差
梁川病院	960-0776	福島県伊達市梁川
上野病院	320-0816	栃木県宇都宮市天
医療法人恵会皆藤病院	321-0985	栃木県宇都宮市東
医療法人北斗会宇都宮東病院	321-0901	栃木県宇都宮市平
医療法人安東病院	333-0866	埼玉県川口市芝3丁
医療法人社団寿光会岬病院	299-4504	千葉県いすみ市岬
医療法人社団董会目黒病院	152-0001	東京都目黒区中央
医療法人社団慈誠会慈誠会記念病院	175-0045	東京都板橋区西台
医療法人社団慈誠会東武練馬中央病院	175-0083	東京都板橋区徳丸
公益財団法人結核予防会複十字病院	204-8522	東京都清瀬市松山
医療法人社団大坪会三軒茶屋第一病院	154-0024	東京都世田谷区三
末広橋病院	950-0041	新潟県新潟市東区
医療法人宏徳会安藤病院	496-0026	愛知県津島市唐臼
社会福祉法人あじろぎ会宇治病院	611-0011	京都府宇治市五ヶ
京都府立洛南病院	611-0011	京都府宇治市五ヶ
明芳外科リハビリテーション病院	654-0024	兵庫県神戸市須磨
金田病院	671-2103	兵庫県姫路市夢前
一般財団法人神戸在宅医療・医療介護推進財団神戸リハビリテーション病院	651-1106	兵庫県神戸市北区
医療法人社団恕和会松田病院	651-1232	兵庫県神戸市北区
医療法人社団仁風会青木病院	737-2122	広島県江田島市江
医療法人あさがお会保岡クリニック論田病院	770-8011	徳島県徳島市論田
高松協同病院	760-0080	香川県高松市木太
医療法人済世会河野名島病院	813-0043	福岡県福岡市東区
医療法人善志会久留米南病院	830-0066	福岡県久留米市荒